

国際医療福祉大学学則（案）

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 国際医療福祉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する理論と応用の教授研究を行い、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、保健医療福祉に関する指導者とその専門従事者を育成するとともに、学術文化の向上と国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。

（自己評価等）

第1条の2 本学の目的を達するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 点検及び評価については、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（情報の公開）

第1条の3 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開するものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第1条の4 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

（社会的・職業的自立に関する指導等）

第1条の5 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（研修の機会等）

第1条の6 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得・向上させるための研修の機会を設けることとその他の必要な取組を行う。

第2節 組織

（学部）

第2条 本学に、次の学部を置き、学部ごとに次のとおり教育研究上の目的を定める。

一 保健医療学部

看護学、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、視機能療法学、放射線・情報科学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、診療放射線技師等の人材を育成する。

二 医療福祉学部

医療福祉経営、診療情報管理、医療情報・医事、社会福祉、精神保健福祉、介護福祉の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、医療

福祉の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた医療福祉施設経営者・管理者、診療情報管理士、医療情報・医事の専門職業人、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の人材を育成する。

三 薬学部

薬学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、薬学の実践を担いうる応用能力及び豊かな人間性を備えた医療人としての薬剤師等の人材を育成する。

四 福岡保健医療学部

理学療法学、作業療法学、言語聴覚学及び医学検査学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師等の人材を育成する。

五 小田原保健医療学部

看護学、理学療法学、作業療法学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等の人材を育成する。

六 福岡看護学部

看護学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師等の人材を育成する。

七 成田看護学部

看護学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、国内外で保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師等の人材を育成する。

八 成田保健医療学部

理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、医学検査学及び放射線・情報科学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、国内外で保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師等の人材を育成する。

九 医学部

医学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、国際的な素養を身につけ医学の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた医師を育成する。

十 赤坂心理・医療福祉マネジメント学部

心理学、医療福祉経営、診療情報管理、医療情報・医事の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、心理に関する支援もしくは医療福祉の実践を、チームで担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた公認心理師、認定心理士、カウンセラー等の心理の専門職業人、医療福祉施設経営者・管理者、診療情報管理士、医療情報・医事の専門職業人等の人材を育成する。

十一 福岡薬学部

薬学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、薬学

の実践を担いうる応用能力及び豊かな人間性を備えた医療人としての薬剤師等の人材を育成する。

2 前項の学部置く学科及びその学生定員は、別表のとおりとする。

(大学院)

第2条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(留学生別科)

第2条の3 本学に、留学生別科を置く。

2 留学生別科に関する事項は、別に定める。

(図書館)

第3条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(附属施設)

第3条の2 本学に、次の附属施設を置く。

国際医療福祉大学病院

国際医療福祉大学熱海病院

国際医療福祉大学三田病院

国際医療福祉大学塩谷病院

国際医療福祉大学市川病院

国際医療福祉大学クリニック

国際医療福祉大学健康管理センター

国際医療福祉大学介護老人保健施設マロニエ苑

国際医療福祉大学にしなすの総合在宅ケアセンター

国際医療福祉総合研究所

国際医療福祉大学ゲノム医学研究所

2 附属施設に関する事項は、別に定める。

第3条の3 本学に、総合教育、情報教育、臨床教育等の教育研究に関するセンターを置くことができる。

2 センターに関する事項は、別に定める。

(事務局)

第4条 本学に、事務局を置く。

第3節 職員組織

(職員)

第5条 本学に、学長を置く。学長は、校務をつかさどり所属職員を統督する。

2 本学に、学長を補佐するため、副学長を置くことができる。

3 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

4 本学に、特任教授、客員教授、非常勤講師及びその他必要な職員を置くことができる。

5 本学に、名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

第6条 学部に、学部長を置く。学部長は、学長の指示を受けて、学部に関する校務を掌理する。

- 2 学部の学科に、学科長を置く。学科長は、学部長を補佐し、学科の校務を掌理する。
- 3 学部に、副学部長、学科に副学科長を置くことができる。
- 4 図書館に、図書館長を置く。
- 5 国際医療福祉大学病院、国際医療福祉大学熱海病院、国際医療福祉大学三田病院、国際医療福祉大学塩谷病院及び国際医療福祉大学市川病院に、それぞれ病院長を置く。
- 6 国際医療福祉大学クリニックに院長を、国際医療福祉大学健康管理センターにセンター長を置く。
- 7 国際医療福祉大学介護老人保健施設マロニエ苑、国際医療福祉大学にしなすの総合在宅ケアセンターにそれぞれ施設長を置く。
- 8 研究所に、研究所長を置く。
- 9 事務局に、事務局長を置く。

第4節 管理運営委員会、学部長・学科長会議、教授会及び学科会 (管理運営委員会)

第7条 本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に管理運営委員会を置く。

2 管理運営委員会は、学長、総長、副学長、大学院長、副大学院長、研究科長、学部長、附属病院長、顧問、学長が指名した学科長、常任理事、理事長が指名した理事及び事務局長をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の職員を加えることができる。

3 管理運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。

学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

4 管理運営委員会は、次の事項を審議する。

- 一 学則その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
- 二 大学院及び学部・学科の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
- 三 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項
- 四 教員人事の基準及び調整に関する事項
- 五 学生の定員に関する事項
- 六 学生の身分及びその厚生補導に関する重要事項
- 七 理事会の諮問事項
- 八 附属病院の運営に関する重要事項
- 九 その他、本学の運営に関する重要事項

5 学長は、管理運営委員会において審議された重要事項を常任理事会に報告する。

(学部長・学科長会議)

第8条 学部、学科の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学部ごと又は複数学部にまたがって学部長・学科長会議を置く。

2 学部長・学科長会議は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長及び学長が指名する専任教員をもって構成する。ただし、学部ごとに置く学部長・学科長会議は、当該学部長、学科長をもって構成することができる。

3 学部長・学科長会議は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長が認めた場合には、学部ごとに置く学部長・学科長会議は、当該学部長が招集し、その議長となることができる。

4 学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名する副学長がこれに代わるものと

する。

(教授会)

第9条 本学に、学部ごと又は複数学部にまたがって教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長、学部長、副学部長及び学部の専任教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の教員を加えることができる。
- 3 教授会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
- 4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの。
- 5 教授会は、前項に規定するものの他、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 教授会に関する事項は、別に定める。

(学科会)

第10条 学科内の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学科に学科会を置く。

- 2 学科会は、学科の専任教員をもって構成する。

(委員会)

第11条 本学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科については、次の3学期とする。

1学期 4月1日から8月31日まで

2学期 9月1日から12月31日まで

3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日
- 三 本学創立記念日（5月1日）
- 四 春期休業日（3月1日から3月31日まで）

五 夏期休業日（ 8月 1日から 9月20日まで）

六 冬期休業日（12月25日から 1月 6日まで）

- 2 学長は、学部の教育上の必要に応じ、前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第15条 保健医療学部、医療福祉学部、福岡保健医療学部、小田原保健医療学部、福岡看護学部、成田看護学部、成田保健医療学部及び赤坂心理・医療福祉マネジメント学部の修業年限は、4年とする。ただし、第22条に規定する場合を除く。

2 薬学部、福岡薬学部及び医学部の修業年限は、6年とする。ただし、第22条に規定する場合を除く。

（在学年限）

第16条 学生は、保健医療学部、医療福祉学部、福岡保健医療学部、小田原保健医療学部、福岡看護学部、成田看護学部、成田保健医療学部及び赤坂心理・医療福祉マネジメント学部においては8年を、薬学部、福岡薬学部及び医学部においては12年をそれぞれ超えて在学することができない。ただし、第22条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 薬学部及び福岡薬学部においては、前項のほか、同一年次における在学年限を2年とする。ただし、5年次及び6年次については、通算で4年とする。

3 医学部においては、第1項のほか、同一年次における在学年限を2年とする。ただし、4年次及び5年次については、通算で4年とする。

第2節 入学

（入学の時期）

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な場合は、学期の始めに入学を許可することがある。

（入学の資格）

第18条 各学科第1学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規則（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第19条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

（入学者の選考）

第20条 入学者の選考は、学力試験、その他の方法による。

2 選考の方法は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第21条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入学金、授業料、その他の学費に保証人連署の誓約書など所定の書類を添えて、入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

（編入学、転入学、再入学）

第22条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

一 大学を卒業した者又は退学した者

二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

三 学校教育法施行規則第92条の3（昭和22年文部省令第11号）に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項の規定にかかわらず、医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科においては、前項第一号、第二号及び別に定める入学資格に該当する者で、第3年次に入学を志願するものがあるときは、選考のうえ、入学を許可する。

3 前2項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第3節 教育課程、単位及び履修方法等

（教育課程）

第23条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを、各学年次に配当して編成するものとする。

（授業科目の区分）

第24条 授業科目を分けて、総合教育科目、専門教育科目とする。

（授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数）

第25条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は、別に定める。

（授業の方法）

第26条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

（単位計算方法）

第27条 授業科目の単位計算方法は、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間をもって1単位とする。ただし、外国語科目の講義については、30時間をもって1単位とする。

二 演習については、3.0時間をもって1単位とする。

三 実験、実習、体育実技等については、45時間をもって1単位とする。

四 教育上必要があるときは、講義については30時間の講義、演習については15時間の演習、実験・実習・体育実技については30時間の実験・実習・体育実技をもって1単位とすることができる。

五 卒業論文、卒業研究等の授業科目については、単位を授与する。

単位数は、学科ごとに別に定める。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第28条 授業科目を履修し、その試験、又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りでない。

3 試験に関する事項は、別に定める。

(成績の評価)

第29条 成績の評価は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)の5種とし、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)を合格、不可(D)を不合格とする。

(授業日数)

第30条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35週以上とする。

(履修方法)

第31条 学生は、保健医療学部、医療福祉学部、福岡保健医療学部、小田原保健医療学部、福岡看護学部、成田看護学部、成田保健医療学部及び赤坂心理・医療福祉マネジメント学部においては本学に4年以上、薬学部、福岡薬学部及び医学部においては本学に6年以上在学し、各学科所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法については、別に定める履修規程の定めるところによる。

(メディアを利用して行う授業)

第31条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日に情報機器その他の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第33条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は大学設置基準第29条第1項の規定による専修学校において履修した授業科目について修得した単位(第51条の規定により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第1項及び第2項並びに前条第1項により、本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、転学、留学、除籍及び退学

(休学)

第35条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第36条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して、4年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第16条の在学年限に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第37条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学部、転学科)

第38条 本学内において、他の学部、学科への転学部、転学科を志願する者があるときは、教授会において選考のうえ、学長が転学部、転学科を許可することがある。

2 転学部、転学科の許可を受けた者の修業年限及び既に取得した単位の取扱は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(留学)

第39条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第42条に定める在学期間に含めることができる。

3 留学に関する事項は、別に定める。

(退学)

第40条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ、所定の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- 一 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第16条に定める在学年限を超えた者
- 三 長期間にわたり行方不明の者
- 四 第36条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- 五 死亡した者

第5節 卒業及び学士の学位

(卒業)

第42条 保健医療学部、医療福祉学部、福岡保健医療学部、小田原保健医療学部、福岡看護学部、成田看護学部、成田保健医療学部及び赤坂心理・医療福祉マネジメント学部においては、本学に4年以上、薬学部、福岡薬学部及び医学部においては本学に6年以上それぞれ在学し、別に定める卒業に必要な単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

(学士の学位)

第43条 学士の学位については、別に定める。

(教育職員免許状)

第43条の2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所要の単位を修得した者が教育職員免許状を取得できる学部学科、教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学部学科	教育職員免許状の種類
小田原保健医療学部看護学科	養護教諭1種免許状

第6節 賞罰

(表彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった者には、学長は、教授会の意見を聴いて、表彰することができる。

(懲戒)

第45条 本学の諸規程に違背し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、情状により退学、停学、譴責及び戒告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由なくして出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

第7節 厚生補導

(学生指導)

第46条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

2 前項に関する事項は別に定める。

(保健管理)

第47条 本学に保健室を置き、学生の保健管理を行う。

第8節 施設利用

(施設利用)

第48条 本学の施設は、本学の学生及び職員が使用できる。ただし、本学の運営に支障のない限りにおいて、一般市民の利用に供することができる。

第9節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第49条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(聴講生)

第50条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生は学期ごとに許可する。

(科目等履修生)

第51条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育・研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として、入学を許可することができる。

2 前項の科目等履修生に対し単位を与えることができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第28条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第52条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

第10節 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第53条 入学検定料及び学生納付金については、別に定める。

第54条 削除

(免除等)

第55条 学業優秀である者若しくは経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除し、徴収を猶予することができる。

2 休学期間中及び留学期間中は、授業料の3分の2を免除する。

(退学等の場合の学生納付金)

第56条 学年の中途において退学し、転学し、又は停学若しくは退学を命ぜられた者もその学年の学生納付金を納めなければならない。

(研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金)

第57条 研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金については、別に定める。

(返還)

第58条 納付した入学検定料及び学生納付金は、返還しない。

第11節 奨学金

(奨学金)

第59条 本学に奨学金の制度を設けることができる。

2 奨学金の支給は、品行方正で学業優秀な学生に対して行う。

第12節 公開講座及び各種講習会等

(公開講座、各種講習会等)

第60条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開設することができる。

2 社会人の再教育及び教育研究活動に資するため、特別講座等を開設することができる。

第3章 補 則

(補則)

第61条 この学則の実施に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 第2条第2項に規定する収容定員は、同条にかかわらず、平成7年度から平成10年度までは、それぞれ次のとおりとする。

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
保健学部				
看護学科	100名	200名	300名	400名
理学療法学科	80名	160名	240名	320名
作業療法学科	80名	160名	240名	320名
言語聴覚障害学科	80名	160名	240名	320名
放射線・情報科学科	100名	200名	300名	400名
合 計	440名	880名	1320名	1760名

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 第2条第2項に規定する医療福祉学部の収容定員は、同条にかかわらず、平成9年度から平

成 11 年度までは、それぞれ次のとおりとする。

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
医療福祉学部			
医療経営管理学科	100 名	200 名	300 名
医療福祉学科	100 名	200 名	300 名
合 計	200 名	400 名	600 名

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 2 条第 2 項に規定する保健学部視機能療法学科及び医療福祉学部医療福祉学科の収容定員は、同条にかかわらず、平成 14 年度から平成 16 年度までは、それぞれ次のとおりとする。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
視機能療法学科	40 名	80 名	120 名
医療福祉学科	440 名	480 名	520 名

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 53 条の規定（入学検定料、授業料等）は、平成 15 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 2 条第 2 項に規定する薬学部及びリハビリテーション学部の収容定員は、同条にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度までは、それぞれ次のとおりとする。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
薬学部			
薬学科	150 名	300 名	450 名
合 計	150 名	300 名	450 名
リハビリテーション学部			
理学療法学科	40 名	80 名	120 名
作業療法学科	40 名	80 名	120 名
合 計	80 名	160 名	240 名

- 3 第53条（入学検定料、授業料等）の規定は、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
 2 第2条第2項に規定する薬学部及び小田原保健医療学部の収容定員は、同条にかかわらず、平成18年度から平成22年度までは、それぞれ次のとおりとする。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
薬学部					
薬学科	330名	510名	690名	720名	900名
合 計	330名	510名	690名	720名	900名
小田原保健医療学部					
看護学科	50名	100名	150名		
理学療法学科	40名	80名	120名		
作業療法学科	40名	80名	120名		
合 計	130名	260名	390名		

- 3 第15条第2項の規定にかかわらず、平成17年度薬学部入学者については、なお従前の例による。
 4 薬学部（4年制）は、平成18年度から学生募集を停止する。ただし、薬学部（4年制）の平成18年度から平成20年度までの収容定員は、次のとおりとする。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
薬学部			
薬学科	150名	150名	150名

- 5 第25条（授業科目等）の規定は、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
 2 第2条第2項に規定する福岡リハビリテーション学部理学療法学科、言語聴覚学科の収容定員は、同条にかかわらず、平成19年度から平成21年度までは、次のとおりとする。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
福岡リハビリテーション学部			
理学療法学科	160名	240名	280名
言語聴覚学科	40名	80名	120名

- 3 第25条（授業科目等）の規定は、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
 2 第25条（授業科目等）の規定は、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に規定する医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科及び福岡看護学部看護学科の収容定員は、同条にかかわらず、平成21年度から平成23年度までは、次のとおりとする。

平成21年度 平成22年度 平成23年度

医療福祉学部

医療福祉・マネジメント学科 160名 320名 485名

福岡看護学部

看護学科 80名 160名 240名

- 3 医療福祉学部医療経営管理学科、医療福祉学科は、平成21年度から学生募集を停止する。ただし、医療福祉学部医療経営管理学科、医療福祉学科の平成21年度から平成23年度までの収容定員は、次のとおりとする。

平成21年度 平成22年度 平成23年度

医療経営管理学科 300名 200名 100名

医療福祉学科 425名 280名 140名

- 4 第25条（授業科目等）の規定は、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 5 第53条（入学検定料、授業料等）の規定は、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第25条（授業科目等）の規定は、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第53条（入学検定料、授業料等）の規定は、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第25条（授業科目等）の規定は、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第53条（入学検定料・授業料等）の規定は、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第25条（授業科目等）の規定は、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第53条（入学検定料・授業料等）の規定は、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に規定する福岡保健医療学部医学検査学科の収容定員は、同条にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは、次のとおりとする。

平成25年度 平成26年度 平成27年度

福岡保健医療学部

医学検査学科	80名	160名	240名
--------	-----	------	------

附 則

- 1 医療福祉学部医療経営管理学科及び医療福祉学科については平成26年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に規定する小田原保健医療学部看護学科の収容定員は、同条にかかわらず、平成27年度から平成29年度までは、次のとおりとする。

平成27年度 平成28年度 平成29年度

小田原保健医療学部

看護学科	230名	260名	290名
------	------	------	------

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に規定する福岡看護学部、成田看護学部及び成田保健医療学部の収容定員は、同条にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは、次のとおりとする。

平成28年度 平成29年度 平成30年度

福岡看護学部

看護学科	340名	360名	380名
合 計	340名	360名	380名

成田看護学部

看護学科	100名	200名	300名
合 計	100名	200名	300名

成田保健医療学部

理学療法学科	80名	160名	240名
作業療法学科	40名	80名	120名
言語聴覚学科	40名	80名	120名
医学検査学科	80名	160名	240名
合 計	240名	480名	720名

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年5月23日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に規定する保健医療学部看護学科、保健医療学部理学療法学科、保健医療学部視機能療法学科、保健医療学部放射線・情報科学科、小田原保健医療学部理学療法学科及び医学部医学科の収容定員は、同条にかかわらず、平成29年度から平成33年度までは、次のとおりとする。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保健医療学部			
看護学科	415名	430名	445名
理学療法学科	340名	360名	380名
視機能療法学科	170名	180名	190名
放射線・情報科学科	420名	440名	460名
小田原保健医療学部			
理学療法学科	200名	240名	280名

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
医学部					
医学科	140名	280名	420名	560名	700名
合計	140名	280名	420名	560名	700名

附 則

この学則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に規定する医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科、赤坂心理・医療福祉マネジメント学部心理学科及び医療マネジメント学科の収容定員は、同条にかかわらず、平成30年度から平成32年度までは、次のとおりとする。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療福祉学部			
医療福祉・マネジメント学科	630人	610人	590人
合計	630人	610人	590人
赤坂心理・医療福祉マネジメント学部			

心理学科	60人	120人	180人
医療マネジメント学科	60人	120人	180人
合計	120人	240人	360人

附 則

- 1 この学則は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に規定する福岡保健医療学部理学療法学科、福岡薬学部薬学科、保健医療学部放射線・情報科学科及び成田保健医療学部放射線・情報科学科の収容定員は、同条にかかわらず、平成32年度から平成36年度までは、次のとおりとする。

	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
福岡保健医療学部					
理学療法学科	300名	280名	260名		
福岡薬学部					
薬学科	120名	240名	360名	480名	600名
保健医療学部					
放射線・情報科学科	470名	460名	450名		
成田保健医療学部					
放射線・情報科学科	50名	100名	150名		

別表

学部名	学科等名	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
保健医療学部	看護学科	115	—	460
	理学療法学科	100	—	400
	作業療法学科	80	—	320
	言語聴覚学科	80	—	320
	視機能療法学科	50	—	200
	放射線・情報科学科	110	—	440
	合 計	535	—	2,140
医療福祉学部	医療福祉・マネジメント学科 (うち 介護福祉コース)	140 (40)	5 (—)	570 (160)
	合 計	140	5	570
薬学部	薬学科	180	—	1,080
	合 計	180	—	1,080
小田原保健医療学部	看護学科	80	—	320
	理学療法学科	80	—	320
	作業療法学科	40	—	160
	合 計	200	—	800
福岡保健医療学部	理学療法学科	60	—	240
	作業療法学科	40	—	160
	言語聴覚学科	40	—	160
	医学検査学科	80	—	320
	合 計	220	—	880
福岡看護学部	看護学科	100	—	400
	合 計	100	—	400
成田看護学部	看護学科	100	—	400
	合 計	100	—	400
成田 保健医療 学部	理学療法学科	80	—	320
	作業療法学科	40	—	160
	言語聴覚学科	40	—	160
	医学検査学科	80	—	320
	放射線・情報科学科	50	—	200
	合 計	290	—	1,160
医学部	医学科	140	—	840
	合 計	140	—	840
赤坂心理・医療福祉 マネジメント学部	心理学科	60	—	240
	医療マネジメント学科	60	—	240
	合 計	120	—	480
福岡薬学部	薬学科	120	—	720
	合 計	120	—	720

国際医療福祉大学教授会規程

(目的)

第1条 この規程は、国際医療福祉大学学則第9条第6項に基づき、教授会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本学に、学部ごと又は複数学部にまたがって教授会（以下「教授会」という。）を置く。

(代表者会議)

第3条 教授会に代表者会議を置くことができる。

- 2 代表者会議は、当該学部長及び学科長等の意見を聴いて学長が指名した者をもって構成する。
- 3 代表者会議は、学長が招集する。
- 4 代表者会議に議長を置き、学長をもってこれに充てる。ただし、学長が認めた場合は、学長が指名した副学長又は当該学部の学部長が学長に代わり議長となることができる。
- 5 代表者会議による議決をもって教授会の議決とすることができる。

(審議事項)

第4条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するものの他、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集通知)

第5条 学長は、教授会の招集にあたり、その日時、場所及び議案をあらかじめ当該構成員に通知しなければならない。

(定足数)

第6条 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開くことはできない。

- 2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(合同教授会)

第7条 本学に合同教授会を置くことができる。

- 2 合同教授会は、第4条の事項のうち全学的に審議することが必要であると学長が認めたものにつき審議する。
- 3 合同教授会は、学部長及び学科長等の意見を聴いて学長が指名した者をもって構成する。
- 4 合同教授会の議決をもって教授会の議決とすることができる。
- 5 合同教授会は学長が招集し、議長は学長をもってこれに充てる。
- 6 第5条及び第6条の規定は、合同教授会に準用する。

(事務の処理)

第8条 教授会の事務は、各キャンパス教務事務主管課が取り扱う。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、教授会の意見を聴いて常任理事会が行う。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から適用する。ただし、改正後の第7条の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。